

## 香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

令和 8 年 8 月 20 日

### 規則第 6 号

香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成13年香取広域市町村圏事務組合規則第 2 号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和 5 年香取広域市町村圏事務組合条例第 6 号）に準用する香取市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年香取市条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （勤務時間の割り振り、休憩時間）

第 2 条 条例第 3 条及び第 4 条に規定する勤務時間の割り振り並びに条例第 6 条に規定する休憩時間の割り振りは、職員の区分に従い別表のとおりとする。

2 勤務の特殊性により前項の規定により難いときは、任命権者の承認を得て別に定めることができる。

#### （準用）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関しては、香取市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年香取市規則第28号）の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成13年香取広域市町村圏事務組合規則第 2 号）に基づきなされた承認その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなし、療養休暇及び介護休暇の期間並びに特別休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間に通算する。

3 施行日前から引き続き在職する職員の施行日後の年次休暇の日数については、この規則の規定にかかわらず、香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成13年香取広域市町村圏事務組合規則第 2 号）の規則に基づく年次休暇の残日数とする。

別表（第2条第1項）

| 職員の区分            | 1週間の勤務時間            | 勤務時間の割り振り                          | 休憩時間                                    | 週休日                      |
|------------------|---------------------|------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------|
| 毎日勤務する職員         | 38時間45分             | 午前8時30分から午後5時15分まで                 | 午後0時から午後1時まで                            | 日曜日及び土曜日                 |
| 交替制勤務をする職員（消防吏員） | 4週間を平均して1週間で38時間45分 | 午前8時15分から翌日の午前8時30分までとし、消防長が別に定める。 | 消防長が別に定める。連続する2日の勤務時間の間に5時間以上の仮眠時間を設ける。 | 4週間について8日の割合で消防長が別に定める。  |
| 交替制勤務をする職員（清掃職員） | 4週間を平均して1週間で38時間45分 | 任命権者が別に定める。                        | 任命権者が別に定める。                             | 4週間について8日の割合で任命権者が別に定める。 |